⑵　評価項目及び評価指標
ア）企業の評価について
評価項目①　同種工事の施工実績　公共工事発注機関又は調達機関※が発注した工事で、平成30年度以降に元請としてしゅん功した同種工事の施工実績
※調達機関とは、「政府調達に関する協定を改正する議定書の附属書」第一条（ｏ）に示す機関をいう。以下同じ。
評価指標
優：１トンネルあたり延長4,900ｍ以上で二車線以上（対面通行含む）の道路トンネルの照明設備について、トンネル照明灯具の設置及び試験調整を実施した工事の施工実績有り
良：１トンネルあたり延長2,400ｍ以上で二車線以上（対面通行含む）の道路トンネルの照明設備について、トンネル照明灯具の設置及び試験調整を実施した工事の施工実績有り
可：上記に該当しない
評価項目②　同種工事の施工実績件数　公共工事発注機関又は調達機関が発注した工事で、平成30年度以降に元請としてしゅん功した同種工事の施工実績
評価指標　１トンネルあたり延長2,400ｍ以上で二車線以上（対面通行含む）の道路トンネルの照明設備について、トンネル照明灯具の設置及び試験調整を実施した工事の施工実績件数
優：２件以上の施工実績有り
良：１件の施工実績有り
可：上記に該当しない
評価項目③　企業体制（安全）　労働安全衛生マネジメントシステムの取組状況
評価指標　労働安全衛生マネジメントシステムの認証状況について評価
有：ＩＳＯ45001、ＣＯＨＳＭＳのいずれかを認証取得済
無：いずれも未取得
評価項目④　企業体制（品質管理・環境）　品質・環境マネジメントシステムの取組状況
評価指標　ＩＳＯ9001、ＩＳＯ14001の認証状況について評価
優：ＩＳＯ9001、ＩＳＯ14001の両方を認証取得済
良：ＩＳＯ9001、ＩＳＯ14001のいずれかを認証取得済
可：いずれも未取得
(a)　評価項目に関する証拠書類の写しを技術資料に併せて提出すること。
(b)　評価項目①及び②に対して特定建設工事共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20％以上の場合のものに限る。
乙型の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみを対象とし、協定書の写しを技術資料に併せて提出すること。
(c)　評価項目①に対してそれぞれ代表的な工事１件を提出すること。
なお、複数の評価項目に対し、同一の工事によるものであっても差し支えない。
(d)　評価項目③又は評価項目④に該当がある場合は、いずれも申請者が取得している認証が評価指標に該当し、かつ、認証を受けた活動範囲が本工事に係る内容を含むものに限り評価する。
イ）施工計画の評価について
評価項目①　照明器具の設置における出来形管理を適正に行うために施工計画書の作成時に配慮すべき留意点
評価指標
優：本工事の特徴を踏まえた適切かつ具体的な留意点の記述がある
良：一般的な留意点の記述がある
可：上記に該当しない
評価項目②　トンネル内で照明灯具等を据付する高所作業時の作業員に対する安全管理について、施工計画書の作成時に配慮すべき留意点
評価指標
優：本工事の特徴を踏まえた適切かつ具体的な留意点の記述がある
良：一般的な留意点の記述がある
可：上記に該当しない
(a)　施工計画の評価は、評価項目に示す内容について施工計画書を作成する際に「配慮すべき留意点」が適切かつ具体的に記載されているかを評価する。
なお、単に施工内容のみの記載に留まり、「配慮すべき留意点」の記載がない場合は、評価の対象としない。
(b)　施工計画が未提出又は白紙の場合は、「可」と評価する。
(c)　施工計画は、所定の様式により、簡潔かつ要領良く記述するものとする。
(d)　１項目に記載できる配慮すべき留意点の内容は、１行当たり48文字以内で２行までとする。
なお、所定の行数、文字数を超えている場合は、当該項目について評価しない。
(e)　「共通仕様書、特記仕様書に基づき施工」「関係法令を遵守した標準的な施工」等の表現の記載がある場合又は、「仕様書及び関係法令で定められた内容」と同じ記載の場合は、当該項目について評価しない。
(f)　記載された内容が不適切である場合や関係法令に違反する場合等については、当該部分を不採用とし、その旨通知するものとする。
⑶　技術評価点の付与方法
ア）企業の評価について
評価項目①　同種工事の施工実績
・配点（20点）優20点・良10点・可０点
評価項目②　同種工事の施工実績件数
・配点（20点）優20点・良10点・可０点
評価項目③　企業体制（安全）
・配点（20点）有20点・無０点
評価項目④　企業体制（品質管理・環境）
・配点（20点）優20点・良10点・可０点
イ）施工計画の評価について
評価項目①　照明器具の設置における出来形管理を適正に行うために施工計画書の作成時に配慮すべき留意点
・配点（10点）優10点・良５点・可０点
評価項目②　トンネル内で照明灯具等を据付する高所作業時の作業員に対する安全管理について、施工計画書の作成時に配慮すべき留意点
・配点（10点）優10点・良５点・可０点
⑷　落札者となるべき者の決定方法　技術資料に記載された内容の評価による技術評価点に係数αを乗じた値と契約制限価格の範囲内にある入札書の価格により算定される価格評価点に0.5を乗じた値とを加算した総合評価点の最も高い者を落札者となるべき者とする。
総合評価点数の算出方法は、以下のとおりとする。
①　総合評価点：（技術評価点×α）＋（価格評価点×0.5）　αの値は「0.1」とする。
②　技術評価点：各評価項目における項目別配点の合計点（満点100点）
③　価格評価点：０　（０≦Ｐ＜0.5Ｌ）
（（Ｐ／Ｌ×100）－50）／（Ｘ／Ｌ－0.5）
（0.5Ｌ≦Ｐ＜Ｓ）　100―200（Ｐ／Ｌ－Ｘ／Ｌ）　（Ｓ≦Ｐ≦1.0Ｌ）
ここに、
Ｐ：入札書に記載の価格（入札価格）
Ｌ：契約制限価格
Ｘ：調査基準価格以上の最低入札価格
【注：契約制限価格を超える者は対象としない】
Ｓ：調査基準価格
ただし、入札価格がすべて調査基準価格を下回る場合は、Ｘ／ＬをＳ／Ｌとする。
⑸　上記⑷において、総合評価点の最も高い者が２者以上あるときは、くじ引きにより落札者となるべき者を決定する。
⑹　施工計画の履行に関する事項　受注者の責により、技術資料に記載された施工計画の内容が履行されなかった場合は、請負工事成績評定点を最大５点減点するとともに、契約書に基づく請負代金額の減額を行う。また、契約違反としての措置を講ずる場合がある。
４　入札手続等
⑴　担当部局　〒460―0003 愛知県名古屋市中区錦２―18―19　三井住友銀行名古屋ビル12階　中日本高速道路株式会社　名古屋支社　総務企画部　契約課　電話052―222―1448
⑵　入札説明書等の交付期間、交付場所及び交付方法　入札参加希望者には、入札説明書、入札公告、契約書案、入札者に対する指示書、図面、仕様書、工事費内訳書（以下「入札説明書等」という。）を交付する。
①　交付期間：入札公告日から令和５年10月５日（木）まで。
②　交付場所：当社ホームページによる。